

会 議 録

会議名	平成23年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成24年1月18日(水) 午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	石井忠史、益田あゆみ、小林貢、小林功、石垣将樹	
	その他	なし	
	事務局	當麻光弘 経済課長 千葉幸二 産業振興係長 藤田義人 産業振興係主任 中村優平 産業振興係主事	
傍聴の可否	可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	法人及び事業を営む個人の信用情報が含まれているため (小金井市情報公開条例第5条第1項第3号)		
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成23年度 第2回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成24年1月18日（水）

午前10時00分～午前12時00分

場 所：小金井市商工会館2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成22年度融資あっせん・実行状況について
- (2) 平成23年度経営安定化緊急資金の取り扱いについて
- (3) 延滞案件について
- (4) セーフティネット保証5号について
- (5) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 平成23年度あっせん・実行状況集計表
- 資料2 平成23年度経営安定化緊急資金の取扱いについて
- 資料3 延滞案件調べ
- 資料4 セーフティネット保証5号について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員定数6名のところ委員1名の欠席の連絡があったが、他の5名の委員は全員出席し過半数を得ているため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成23年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、議事進行は会長にお願いした。

2 議 事

(1) 平成23年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料1を基に、平成23年12月31日現在の平成23年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 否決件数1件の理由について伺いたい。

事務局： 信用保証協会判断によって、返済能力不足として否決されている。

委 員： 辞退件数5件の理由について伺いたい。

事務局： 辞退件数5件のうち、3件については申込人の自己都合により辞退している。

残り2件については金融機関に対して申込人が決算書内容を説明できずに辞退、信用保証協会の保証条件に合わなかったために辞退している。

委 員： 小口事業資金融資あっせん申込集計項目別の借入履歴別で初めての借入について、二つの事業体で経営している事業者で、一方の事業体で借入があり、もう一方の事業体で借入れした場合、借入履歴はどのような取扱いとなるのか。

事務局： 申込人が個人の場合、借入は個人名義になるので別事業体であっても借入履歴は加算される。法人組織で同じ代表者が二つ会社を経営し、一方の法人で借入があり、もう一方の法人で申込みがあった場合、それぞれ別の法人組織として見なすため、初めての借入としての取扱いとなる。

(2) 平成23年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

事務局： 別添資料2を基に、経営安定化緊急資金融資あっせん制度の1年延長を検討したい旨の提案を行った。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

質疑応答は以下の通り。

委員： 経営安定化緊急資金の償還期間3年以内について、償還期間を3年以上に伸ばすことはできないのか。

事務局： 経営安定化緊急資金は通常の運転資金と異なり、短期間の繋ぎとしての資金である。東京都の制度で緊急資金として創設している「クイックつなぎ」では、上限500万円で償還期間2年以内と設定しており、小金井市の緊急資金は東京都の制度と比較して期間を長く設定している。また、緊急資金として短期間の繋ぎ資金として借入してもらおうという趣旨から適切な期間と考える。

委員： 申請してから市であっせん決定しあっせん書が発行されるまで、どれくらいの期間がかかるのか。

各委員： 事業資金という面からあっせん書を早ければ2、3日、遅くても1週間以内には発行するよう努力している。

委員： 事務局からの提案について、各委員から意見を聞きたい。

各委員： 事業者にとって非常に利点のある制度であるため、1年延長について、事務局の提案に賛成である。

委員： 出席者全員の賛成が得られたので、審議会として経営安定化緊急資金融資あっせん制度の1年延長について同意することとする。

（3）延滞案件について

事務局： 別添資料3を基に、延滞案件の経過と資料説明をし、討議を行った。

金融機関からは平成23年度第1回小口事業資金融資審議会で報告があったとおり、道路拡張による土地収用の日程に変更はなく、平成24年2月末までには収用に係る補償金をもって早期解決を図っていくとのことである。

今後動きがあり次第報告してもらおうこととした。

（4）セーフティネット保証5号について

事務局： 別添資料4を基に、セーフティネット保証5号の概要と小金井市における平成23年12月末現在の認定申請件数等について説明した。

質疑応答は以下の通り。

委員： 認定要件は4つあるが、どれか一つに該当していれば認定を受けられるのか。

事務局： そのとおりである。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

委員： 認定した事業者の金額の累計どれくらいなのか。

事務局： 本制度による市の役割は申請の認定を行うのみであり、その後の融資の貸付状況等には関与していないため、金額の累計は市で把握できない。

委員： 申請件数が減少しているが、何か原因があるのか。

事務局： セーフティネット保証による借入が一通り行き渡ったこと、セーフティネット保証とは別の保証制度として平成23年5月に創設した震災緊急への申請認定を受ける事業者が増えたことが減少の理由として考えられる。

委員： 現在の要件での申請期間が平成24年3月31日までとなっているが、来年度はどのような取扱いとなるのか。

事務局： 現時点では来年度どのような取扱いとなるのか情報が来ていないためわからない。

(5) その他

事務局： 特に事務局としては用意していないが各委員の方から何かあれば伺いたい。

委員： 平成23年10月以降の震災緊急の申請件数はどのようになっているのか。

事務局： 10月から12月末までの申請件数は1件である。おそらく震災緊急の申請についてもセーフティネット保証5号と同様に資金が一通り行き渡ったのではないかと考えられる。

委員： 市のあっせんを受けて融資実行した事業者が信用保証協会の代位弁済にかかった場合、市は把握しているのか。

事務局： 特定金融機関から毎月10日までに提出してもらっているあっせん回収状況・償還変更報告書によって把握している。

会長： 何か他に質問はあるか。

委員： 特になし。

3 閉会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎六階）にて閲覧できます。